

東葛モラルアップ通信 ・ 令和3年4・5月号



「チーム東葛飾 すべては子どもたちの未来のために！」

～東葛飾教育 新たなるスタート～

東葛飾教育事務所・モラルアップ推進会議



今月のテーマ「わいせつ行為、セクシュアルハラスメント、SNS の使用について」

不祥事根絶に向けて

令和3年度がスタートし、早や1ヶ月が経ちました。新型コロナウイルスの感染予防対策に注意を払いながら、子供たちや教職員との新たな出会いがあったことと思います。また、4月は、職場環境の変化や新たな校務分掌に順応していくという点でも一日一日が目まぐるしく、密度の濃い日々だったのではないのでしょうか。大型連休では、心身ともにリフレッシュできましたか。5月、また新たな気持ちで「チーム東葛飾」力を合わせ、子どもたちのために取り組んでいきましょう。

さて、今年度のモラルアップ通信の第一弾は、「わいせつ行為、セクシャルハラスメント、SNSの利用について」を取り上げます。昨年度の東葛飾教育事務所管内の懲戒処分を受けた不祥事の件数7件（5件の監督責任を除く）の内、わいせつセクハラに関する事案は6件と、その占める割合が非常に高くなっています。教職員のわいせつセクハラ行為により、児童生徒や保護者及び地域に甚大な影響を及ぼしたり、教育への信頼感を損なったりすることは、今後二度とあってはならないことです。不祥事根絶に向けた意識の高揚とともに、具体的な取り組みやルールを正しく理解し共有し実践していくことが急務となっています。

SNS(メール等)利用のルール

- ① 保護者の承諾が必要。
- ② 管理職の許可が必要。
(※メールアドレス収集記録簿への記載)
- ③ 連絡内容は必要最小限とし、私的使用は厳禁とする。

教育相談のルール

- ① 組織的な対応【報告・連絡・相談】をする。
(複数による対応・情報の共有)
- ② 校外での個人的に会ったの相談は禁止！
- ③ SNS等での相談に対しては、面談して回答する。

車のルール

- ① 人命に関わる緊急事態以外は乗せない。
- ② 管理職の了解が必要。
- ③ 部活動の対外試合にらせていくのは禁止！

※また、SNSを利用する際には、相手が誰かに関わらず、社会常識に反した意見を表明しないこと、職場で得た個人情報や誤解を招きそうな内容は発信しないことが大切です。



※教職員による児童生徒に対するわいせつセクハラ事故の多くは、「個人的な相談」「メール、SNS等上のやり取り」「自家用車への同乗」が発端となっています。

※わいせつ行為は、刑法違反、千葉県青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、教員免許状の失効により、二度と教壇に立てなくなる等、**重大な非違行為**であることを改めて認識する必要があります。

わいせつセクハラ・SNS 使用チェックシート

令和3年5月
モラルアップ通信



【児童生徒と接するとき気を付けるポイント】

※あてはまる項目に○をつけよう。

① 親しさの表現や無意識な言動であったとしても、相手が不快に感じれば、セクハラにあたることを理解している。	
② 児童生徒がわいせつ行為等を受けた場合、教職員から受けた行為に混乱し、嫌でも断れないなど、明確な意思表示ができない場合が多いことを理解している。	
③ 児童生徒を指導する際、不必要に児童生徒の頭、肩、腕など身体に触れないようにしている。	
④ みだりに個別指導を行ったり、必要がないのに私有車に乗せたり、自宅に招いたりする等、児童生徒と一対一となる状況がわいせつ行為の温床となっている事を知っている。	
⑤ 児童生徒を、「ちゃん」付けで呼んだり、ニックネームで呼んだりすることもセクハラにあたる場合があることを理解している。	
⑥ 同僚が特定の児童生徒に対する指導や接触等を不自然に繰り返していると感じた場合は、他の同僚や管理職と一緒に状況を確認して必要な対応をとっている。	
⑦ 児童生徒がわいせつ行為等の被害を受けている、またはその疑いがあるという噂を聞いたときは、噂の具体的な内容を確認するとともに、管理職に報告している。	

【SNS 等の使用のときに気を付けるポイント】

① 児童生徒からの相談をきっかけに、電子メールや SNS 等による私的なやり取りにつながり、わいせつ事案に発展したケースが多く発生していることを知っている。	
② SNS 等を介した児童生徒に対する相談等においても、決して一人で解決しようとせず、管理職や同僚間で共有するとともに、連携して対応する事を認識している。	
③ 業務連絡等に限ったやり取りの中で、仮に児童生徒から恋愛感情や好意を寄せられたとしても、教員と児童生徒は、「教え育てる側」と「学び育つ側」としての関係性が大前提であることを忘れずに、児童生徒とは教職員として関わっている。	
④ たとえ私的な立場であっても、児童生徒以外の18歳未満の者に対しては、SNS 等のやり取りに限らず、教職員としてふさわしい適切な言葉遣いや表現を用い、児童生徒に対する関わり方と同様の関わり方をしている。	
⑤ 個人の SNS 等への無責任、軽率な書き込みや勤務校に関する投稿は行っていない。また許可なく人物を撮影したり、不適切な画像を個人の SNS 等にアップしたりしていない。	

【不祥事根絶に向けての取り組みのポイント】

1 一人一人が高い ①使命感 ②倫理観 ③人権意識 を持つこと。

2 自分だけは大丈夫といった過信をしないこと。自分事としてとらえること。

3 何でも相談し合える、互いに注意し合える職場環境をつくっていくこと。

内容の理解とともに、職場で共通理解をし、互いの良さを認めあいながら、相談しあったり、互いに注意しあったりしながら実践していくこと、意識を高めあっていくことが大切です。

